

第2回長須地区 合同防災訓練

災害が発生した場合に、防災関係機関などと連携を図りながら、だれでも適切な行動ができるようにと、10月7日、長須小学校で「第2回合同防災訓練」が開催されました。当日は、児童や保護者、地域住民など500人が参加され、小学生を対象にした避難訓練、保護者への引渡し訓練、救急救命体験、非常食体験などさまざまな訓練が行われました。



寄附ありがとうございます

10月9日、大和根カントリークラブにて、「大和根カントリークラブ第57回開場記念杯」が開催され、市のために活用してほしいと、収益金の一部30万円を寄附いただきました。ありがとうございました。

大切に活用させていただきます。

七五三祝鑑賞会 開催



10月19日、ベルフォーレにて、市内の園児(5歳)を対象とした「七五三祝鑑賞会」が開催されました。

鑑賞会は、子どもたちの健全な成長を願い、七五三をお祝いするため、七五三祝鑑賞会実行委員会が毎年開催しています。劇団新児童によるミュージカル「ききみみずきん」が披露されると、子どもたちは夢中で観劇し、会場は笑顔と笑い声に包まれました。

課税課から

固定資産税についてのお知らせ

■家屋を取り壊したときは課税課までご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有しているかたが、その所在する市町村に納める税金です。家屋を取り壊したときは課税課までご連絡ください。現地を確認させていただき、台帳から抹消させていただきます。連絡がなかったり、遅れてしまったりすると、翌年度も課税されてしまうことがあります。

なお、固定資産税は毎年1月1日に存在するものに課税されますので、年の途中で家屋を取り壊しても、その年度は税金を納めていただくこととなります。

■家屋を取り壊すと土地の税額が上がることも

土地に一定の要件を満たす家屋がある場合、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されます。このため、要件を満たしていた家屋を取り壊すと税額の軽減もなくなり、税額が上がることがあります。居住のための一定の要件を満たす家屋がある場合、200㎡までの部分は小規模住宅用地として税額の計算のもととなる課税標準額が6分の1に軽減されます。また、200㎡を超える部分については(家屋の床面積の10倍まで)、課税標準額が3分の1に軽減されます。特例の適用は納付書と一緒に送りしている課税明細書でご確認いただくことができます。

■お問合せ 課税課 ☎0297(21)2213